

第 1 回 鳥取県最低賃金専門部会次第

と き 令和 8 年 7 月 23 日（木） 9 時 30 分～

ところ 鳥取労働局 4 階大会議室

1 開 会

2 議 事

（ 1 ） 部会長及び部会長代理の選出について

（ 2 ） 鳥取県最低賃金専門部会の運営について

（ 3 ） 鳥取県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見の申出について

（ 4 ） 鳥取県最低賃金の改正審議

（ 5 ） その他

3 閉 会

資 料 目 次

No.	資 料	頁
1	鳥取県最低賃金専門部会委員名簿	1
2	鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程	3
3	令和 8 年 春季賃上げ 各集計機関別集計状況	7
4	2026年鳥取地方最低賃金の改定にあたっての意見書	9

鳥取県最低賃金専門部会委員名簿

令和8年7月22日

区分	氏名 ふりがな	現職
公益代表	いしかわ ますみ 石川 真澄	公立鳥取環境大学経営学部 教授
	さとう まさし 佐藤 匡	国立大学法人鳥取大学地域学部 准教授
	なかの さとし 中野 聡	中野社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士
労働者代表	あさやま りな 浅山 里奈	U A ゼンセン鳥取県支部 支部長
	あんどう こうへい 安藤 光平	日本労働組合総連合会鳥取県連合会 副事務局長
	やました こうじ 山下 浩二	日本労働組合総連合会鳥取県連合会 副事務局長
使用者代表	いけたに ゆうじ 池谷 勇治	鳥取県商工会連合会 理事
	にしむら ともみ 西村 知巳	一般社団法人鳥取県経営者協会 専務理事
	はなばら ひであき 花原 秀明	一般社団法人H&C 代表理事

鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程

令和8年4月1日改正

(目 的)

第1条 鳥取地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(名 称)

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

(会議の招集)

第3条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、鳥取労働局長（以下「局長」という。）、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

- 2 前項の規程により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(テレビ会議システムによる委員の出席、病気等による委員の欠席)

第4条 委員は、部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金審議会令第6条第6項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

- 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に侵害されるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。
- 3 公開については、別に定める鳥取地方最低賃金審議会会議公開事務処理要領によるものとする。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を部会長及び部会長の指名した労働者代表委員並びに使用者代表委員の各1人の確認を得たうえで作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告書の提出)

第8条 部会長は、会議において議決を行ったときには、報告書をその都度、議決書を鳥取地方最低賃金審議会長に提出するものとする。

(専門部会の廃止)

第9条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

(規程の改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、鳥取地方最低賃金審議会の議決に基づいて行う。

附 則 (平成 8 年 3 月 29 日)

第 6 条から第 8 条までの改正規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 9 年 12 月 15 日)

第 7 条第 2 項の改正規程は、平成 9 年 12 月 15 日から施行する。

附 則 (平成 13 年 5 月 9 日)

第 1 条、第 2 条、第 5 条から第 8 条の改正規程は、平成 13 年 5 月 9 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 8 月 24 日)

第 6 条、第 7 条の改正規程は、平成 16 年 9 月 10 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 7 月 5 日)

第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条から第 6 条及び第 9 条の改正規程は、平成 22 年 7 月 5 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 3 月 11 日)

第 7 条の改正規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 9 月 13 日)

第 4 条の改正規程は、令和 5 年 9 月 13 日から施行する。

附 則 (令和 8 年 3 月 13 日)

第 6 条の改正規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和8年 春季賃上げ 各集計機関別集計状況

【賃金】

● 連 合（平均賃金方式、加重平均）

	3月24日 (3月27日発表)	4月1日 (4月3日発表)	4月14日 (4月17日発表)	5月7日 (5月12日発表)	6月1日 (6月4日発表)	7月1日 (7月3日発表)
全体計	5.12%	5.09%	5.08%	5.05%	5.02%	5.01%
	17,137円	16,892円	16,879円	16,733円	16,518円	16,400円
	(1,506組合)	(2,311組合)	(3,365組合)	(4,046組合)	(4,862組合)	(5,368組合)
	1,877,456人	2,202,049人	2,498,425人	2,691,253人	2,863,436人	2,956,941人

(前年同時期)

6月2日 (6月5日発表)	7月1日 (7月3日発表)
5.26%	5.25%
16,399円	16,356円
(4,863組合)	(5,162組合)
2,933,516人	2,962,661人

(平均賃金方式、300人未満、加重平均)

	3月24日 (3月27日発表)	4月1日 (4月3日発表)	4月14日 (4月17日発表)	5月7日 (5月12日発表)	6月1日 (6月4日発表)	7月1日 (7月3日発表)
300人未満	5.03%	5.00%	4.84%	4.81%	4.70%	4.69%
	14,048円	13,960円	13,394円	13,260円	12,929円	12,866円
	(805組合)	(1,332組合)	(2,156組合)	(2,706組合)	(3,391組合)	(3,831組合)
	86,617人	145,344人	222,034人	268,927人	329,417人	366,529人

6月2日 (6月5日発表)	7月1日 (7月3日発表)
4.70%	4.65%
12,453円	12,361円
(3,412組合)	(3,677組合)
331,702人	348,833人

(平均賃金方式、300人以上、加重平均)

	3月24日 (3月27日発表)	4月1日 (4月3日発表)	4月14日 (4月17日発表)	5月7日 (5月12日発表)	6月1日 (6月4日発表)	7月1日 (7月3日発表)
300人以上	5.12%	5.09%	5.10%	5.07%	5.06%	5.05%
	17,280円	17,099円	17,209円	17,111円	16,981円	16,897円
	(701組合)	(979組合)	(1,209組合)	(1,340組合)	(1,471組合)	(1,537組合)
	1,790,839人	2,056,705人	2,276,391人	2,422,326人	2,534,019人	2,590,412人

6月2日 (6月5日発表)	7月1日 (7月3日発表)
5.33%	5.33%
16,932円	16,920円
(1,451組合)	(1,485組合)
2,601,814人	2,613,828人

○ 経団連（原則として東証一部上場、従業員500人以上、主要22業種・大手244社、加重平均、回答状況）

(前年同企業)

	5月27日
大手企業	5.46%
	19,964円
	(103社)

5月22日	-
5.38%	5.45%
19,342円	19,356円
(97社)	-

(前年同時期)

(原則として従業員500人未満、17業種・754社、加重平均、回答状況)

(前年同時期)

	7月8日
中小企業	4.20%
	12,083円
	(295社)

6月20日
4.35%
11,826円
(251社)

令和8年 春季賃上げ 各集計機関別集計状況

【年間一時金】

● 連 合（加重平均、回答集計）

	5月7日 (5月12日発表)	6月1日 (6月4日発表)	7月1日 (7月3日発表)
月数回答	5.07月 (1,719組合) 1,604,373人	5.06月 (2,014組合) 1,732,061人	5.13月 (2,512組合) 2,030,429人
金額回答	1,783,426円 (827組合) 761,428人	1,774,200円 (985組合) 849,100人	1,776,402円 (1,314組合) 1,088,787人

(前年同時期)

6月2日 (6月5日発表)	7月1日 (7月3日発表)
5.14月 (2,027組合) 1,891,142人	5.11月 (2,296組合) 2,016,100人
1,670,005円 (865組合) 762,019人	1,650,685円 (1,068組合) 852,740人

○ 経団連

なし

【夏季一時金】

● 連 合（季別、加重平均、回答集計）

	4月1日 (4月3日発表)	5月7日 (5月12日発表)	6月1日 (6月4日発表)
月数回答	2.54月 (906組合) 1,093,736人	2.53月 (1,541組合) 1,311,760人	2.53月 (1,910組合) 1,486,283人
金額回答	834,910円 (535組合) 423,337人	822,065円 (858組合) 529,565人	824,717円 (1,070組合) 664,923人

(前年同時期)

5月2日 (5月8日発表)	6月2日 (6月5日発表)
2.56月 (1,605組合) 1,349,847人	2.52月 (1,908組合) 1,546,035人
769,337円 (887組合) 564,457人	775,485円 (1,102組合) 693,618人

○ 経団連（原則として東証一部上場、従業員500人以上、主要・業種・大手・社、加重平均、妥結状況）

(前年同時期)

大手企業	7月2日
回答月数	-
妥結額	1,008,706円 (112社)

7月3日
-
990,848円 (107社)

2026年7月21日

鳥取地方最低賃金審議会

会 長 佐 藤 匡 様

鳥取県労働組合総連合

議 長 田 中 暁

2026年鳥取地方最低賃金の改定にあたっての意見書

はじめに

今、「賃金が上がらない国」日本が可視化され、労働組合はもちろん、政府や大企業も「賃金引上げ」が必要と言わざるを得ない状況となっています。中東情勢の緊迫化やそれに伴う経済への影響を背景にした、経営悪化を理由に賃金引き上げを抑制する動きや雇用調整の拡大が起きています。

日本の実質賃金は2025年で前年比0.5%減、4年連続マイナスとなり、物価上昇に賃金が追いついていない状況が続いています。こうしたなかで、前政権が掲げていた「2020年代に全国平均1,500円」という目標は、高市政権のもとで事実上投げ捨てられ、到達時期「2030年代前半」と後退しています。

しかし最低賃金の大幅引き上げは、労働者・国民の生活と国民経済の「失われた30年」からの再生に不可欠であり、もはや先送りできない課題です。政府が掲げてきた目標さえ後退させることは、低賃金に苦しむ労働者・国民への責任放棄と言わなければなりません。

いま必要なのは、賃上げを日本経済再生の要にすえ、「実質賃金があがる国」へ転換することです。GDPの6割を占める個人消費を拡大し、地域循環型経済への転換を進めるために、最低賃金の大幅な引き上げと地域間格差の解消は不可欠です。そしてなにより、全国一律最賃制への法改正を模索する時期にきていると考えます。

1. 生計費に基づく金額審議をお願いします

全国労働組合総連合(全労連)とその地方組織は全国29都道府県約5万人の協力で“マーケットバスケット方式”による「最低生計費試算調査」を行ってきました。その結果、全国どこでも25歳単身者が人間らしく暮らすのに必要な最低生計費は、都市部でも地方でもほぼ同額であることが明らかになっており、物価上昇を加味した直近の試算では1,800円、1,900円の結果が出ており、1,500円でもすでに生活できない状況が示されています。(資料参照)

鳥取の最低賃金である1,030円は、月150時間労働で月額154,500円、年収1,854,000円にしかありません。税・社会保険料を差し引けば普通に暮らすことは困難です。最賃近傍で働いているパートや派遣、契約などの非正規労働者やフリーランスなどの弱い立場の労働者の生活破綻は深刻です。

人間らしく暮らし、生活の安定をはかるために必要な生計費を議論し、それにふさわしい金額を示すため、これまでの延長線上ではない大幅引き上げをめざす審議を求めます。

2. 地域間格差解消をめざす全国一律最賃制を視野にした審議を求めます

最低賃金の地域間格差は、最低賃金の低い地方から都市部への人口流出、とりわけ若者流出の要因となっています。

鳥取県の人口動態の推移を見ると、総世帯数自体に変わりはないものの生産年齢人口(15歳～64歳)は年々減少の一途をたどっており、関西、中部、関東の大都市部への移動が顕著となっています。県内に限らず、地方では高齢化と過疎化が進み、地域経済の疲弊を招いています。地方から大都市への人口移動は地域経済を冷え込ませ、中小企業の人手不足に深刻な影響を与えています。

賃金引き上げによる経済の好循環を作り出すためには最低賃金の大幅な引き上げと地域間格差をなくす全国一律制へ法改正を行うことが喫緊の課題です。

3. 中小企業支援策の抜本的な強化を政府に求めてください

日本では企業の99.7%が中小企業(鳥取県は99.9%)であり、労働者の約7割が中小企業で働いています。最低賃金引き上げを実現するためには、中小企業支援の抜本的強化が不可欠です。中小企業の賃上げが困難な背景には、大企業優位の取引構造や不十分な価格転嫁などがあり、適正な賃金を支払える公正な取引環境の整備が必要です。

厚生労働省の示す施策は、労働者や企業に生産性向上、効率化、省力化(=人員削減)を迫ることを主とするものとなっており、最低賃金の引き上げに対応するものとはなっていません。

中小企業支援策は、社会保険料の事業主負担軽減や、賃上げ分への直接補助など、中小企業が実際に賃上げを実施できる支援策の拡充が求められます。

さいごに

円安や中東情勢の緊迫化による物価や光熱費の高騰は国民生活を圧迫しています。最低賃金には働いていながら食事も満足にできないような貧困状態に陥るのを防ぐ「防貧」という機能があります。そして、この最低は「LOW(低い)」ではなく「MINIMUM(最低限)」であり、人間として尊厳が保たれるべき水準の意味として捉えることが重要です。

本審議会での金額審議はこれらを加味した審議を求めると同時に、最賃近傍で働いている労働者の「明日も元気に働く」という労働の再生産を可能とする大幅な最低賃金の引き上げを期待するものです。

最低生計費試算調査 総括表

25歳男性・単身者・賃貸ワンルームマンション（25㎡）に居住という条件で試算。並びは結果発表の時期順。

※アップデートとは、以前に行った数字に消費者物価指数の変動等を加味して再試算した結果

作表：全労連 最低生計費試算調査PT 2026年7月16日現在

都道府県	都市名	消費支出											非支出消費	非比率消費額	予備費	最低生計費				最賃2025改定		調査結果発表時期	調査結果アップデート 発表時期 ※	サ 若 ン 年 ブ 単 ル 身 数 者
			食費	住居費	水道・光熱	家事用品・家具	被服	保健医療	交通	教育	娯楽	その他				月額 (税抜)	月額 (税込)	年額 (税込)	時間額 (150h)	額	ランク			
佐賀県	佐賀市	211,522	53,319	40,000	8,239	4,345	6,397	1,241	40,152	0	37,116	20,713	58,087	19.98%	21,100	232,622	290,709	3,488,505	1,938	1,030	C	2019年12月	2026年7月	111
北海道	札幌市	202,553	54,928	43,000	14,874	5,035	7,049	4,830	14,876	0	35,375	22,586	59,032	20.95%	20,200	222,753	281,785	3,381,418	1,879	1,075	B	2016年4月	2026年7月	201
群馬県	前橋市	199,573	50,631	39,583	13,777	4,597	8,252	2,175	35,681	0	25,116	19,761	58,123	20.94%	19,900	219,473	277,596	3,331,152	1,851	1,063	B	2026年7月		79
東京都	北区	207,320	63,750	60,417	7,697	3,197	8,062	1,076	10,633	0	29,338	23,149	60,644	21.01%	20,700	228,020	288,664	3,463,966	1,924	1,226	A	2019年9月	2026年7月	411
栃木県	宇都宮市	204,417	47,803	41,667	11,545	5,846	5,888	1,604	40,255	0	26,856	22,953	58,967	20.78%	20,400	224,817	283,784	3,405,408	1,892	1,068	B	2026年6月		53
愛知県	名古屋	199,394	60,503	50,667	8,340	4,610	10,176	5,914	7,949	0	26,910	24,324	63,990	22.59%	19,900	219,294	283,284	3,399,403	1,889	1,140	A	2016年2月	2026年6月	217
高知県	高知市	212,753	57,088	39,000	9,661	3,813	7,486	1,572	40,972	0	31,868	21,294	57,617	19.76%	21,200	233,953	291,570	3,498,842	1,944	1,023	C	2022年6月	2026年6月	94
宮崎県	宮崎市	209,645	53,258	40,000	12,182	3,991	7,808	3,955	39,110	0	26,633	22,708	53,637	18.87%	20,900	230,545	284,182	3,410,184	1,895	1,023	C	2026年6月		69
青森県	青森市	202,819	52,290	39,000	10,800	4,545	7,200	2,754	38,251	0	24,360	23,619	53,051	19.22%	20,200	223,019	276,070	3,312,842	1,840	1,029	C	2016年3月	2026年5月	270
秋田県	秋田市	204,032	53,791	39,000	10,300	4,244	7,527	2,819	37,642	0	25,163	23,545	57,636	20.43%	20,400	224,432	282,068	3,384,821	1,880	1,031	C			
岩手県	盛岡市	208,659	52,570	41,000	11,525	5,626	7,801	2,759	38,802	0	24,837	23,740	56,904	19.87%	20,800	229,459	286,363	3,436,358	1,909	1,031	C			
山形県	山形市	207,132	54,952	40,000	10,304	4,864	6,506	2,802	38,527	0	23,825	25,350	54,435	19.28%	20,700	227,832	282,267	3,387,203	1,882	1,032	C			
宮城県	仙台市	211,247	55,278	43,000	10,086	4,631	8,230	2,742	39,170	0	24,240	23,871	63,112	21.36%	21,100	232,347	295,459	3,545,506	1,970	1,038	B			
福島県	福島市	205,384	54,513	40,000	10,349	4,312	6,952	2,722	38,337	0	24,569	23,630	56,890	20.12%	20,500	225,884	282,774	3,393,286	1,885	1,033	B	2023年1月	2026年4月	38
岐阜県	岐阜市	199,270	51,578	43,000	9,939	3,813	8,528	1,633	38,586	0	23,906	18,287	57,608	20.81%	19,900	219,170	276,778	3,321,331	1,845	1,065	B			
静岡県	静岡市	206,839	46,467	45,000	8,716	5,041	8,599	3,551	45,130	0	21,436	22,899	58,157	20.36%	20,600	227,439	285,596	3,427,155	1,904	1,097	B	2015年12月	2025年7月	195
京都府	京都市	205,697	57,944	46,875	8,188	5,157	14,526	1,206	16,975	0	25,693	29,134	58,005	20.41%	20,500	226,197	284,202	3,410,426	1,895	1,122	B	2019年4月	2025年7月	412
新潟県	新潟市	198,753	48,879	39,000	12,919	4,302	7,545	4,481	40,712	0	18,980	21,935	57,009	20.69%	19,800	218,553	275,562	3,306,744	1,837	1,050	B	2015年12月	2025年6月	74
長野県	長野市	204,601	50,558	43,750	8,166	5,193	8,237	1,058	31,268	0	29,303	27,069	57,295	20.30%	20,400	225,001	282,296	3,387,551	1,882	1,061	B	2020年7月	2025年2月	748
大阪府	大阪市	195,531	51,334	55,000	5,779	4,909	8,509	4,305	12,246	0	31,621	21,828	58,990	21.53%	19,500	215,031	274,021	3,288,252	1,827	1,177	A	2022年1月	2025年1月	634
岡山県	岡山市	196,114	46,612	41,667	8,269	4,867	7,171	1,136	33,077	0	28,417	24,898	57,535	21.06%	19,600	215,714	273,249	3,278,988	1,822	1,047	B	2020年7月	2025年1月	265
埼玉県	さいたま市	196,906	52,243	54,167	10,205	3,818	8,142	3,519	15,400	0	25,843	23,569	58,184	21.18%	19,600	216,506	274,690	3,296,280	1,831	1,141	A	2024年10月		153
福岡県	福岡市	188,477	54,445	40,000	8,589	4,434	7,343	1,228	12,936	0	34,425	25,077	59,221	22.22%	18,800	207,277	266,498	3,197,981	1,777	1,057	B	2018年4月	2024年8月	267
山口県	山口市	184,796	43,021	34,633	7,656	5,111	7,039	1,122	39,211	0	27,344	19,659	49,467	18.19%	18,000	202,796	252,263	3,027,156	1,682	1,043	B	2019年4月	2024年7月	167
長崎県	長崎市	180,760	48,843	42,000	8,503	4,667	7,895	1,220	13,016	0	28,534	26,082	53,339	21.16%	18,000	198,760	252,099	3,025,191	1,681	1,031	C	2019年4月	2024年7月	141
鹿児島県	鹿児島市	195,100	49,878	38,000	8,715	3,878	6,137	1,210	38,974	0	26,361	21,948	54,096	20.13%	19,500	214,600	268,696	3,224,356	1,791	1,026	C	2019年4月	2024年7月	158
茨城県	水戸市	189,297	45,390	36,458	9,221	3,595	8,892	1,007	33,018	0	28,814	22,902	57,375	21.60%	18,900	208,197	265,572	3,186,861	1,770	1,074	B	2020年7月	2022年10月	190
兵庫県	神戸市	175,940	44,206	46,000	7,301	3,972	5,594	2,106	17,702	0	29,512	19,547	50,492	20.70%	17,500	193,440	243,932	2,927,184	1,626	1,116	B	2022年6月		112
大分県	大分市	187,077	42,755	39,000	7,560	4,226	4,478	2,248	36,302	0	26,635	23,873	53,037	20.49%	18,700	205,777	258,814	3,105,768	1,725	1,035	C	2021年6月		109
沖縄県	那覇市	179,439	41,266	36,458	8,764	3,826	5,021	1,142	33,794	0	25,620	23,548	48,977	19.88%	17,900	197,339	246,316	2,955,792	1,642	1,023	C	2020年7月		84
広島県	広島市	152,021	35,768	37,000	8,958	3,677	7,170	6,372	12,464	0	26,856	13,756	43,838	20.78%	15,132	167,153	210,991	2,531,892	1,407	1,085	B	2016年1月		70